六　（略）		
（略）	（略）	イ～ハ　（略） ニ　地下水の水質の測定（当該土地の基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取並びに測定その他の方法により把握した結果、当該土地の土壌並びに地下水の第三種特定有害物質による汚染状態が目標土壌溶出量並びに目標地下水濃度を超えないものであることが確認されている場合に限る。）
七　（略）	（略）	
八　（略）	土壌を掘削して地表面を低くし、基準不適合土壌以外の土壌により覆うこと（以下「土壌入換え」という。）	
九　（略）	基準不適合土壌以外の土壌により覆うこと（以下「盛土」という。）	

別表第七（第三十六条の二第十三号、第三十六条の四第四号関係）

実施措置の種類	事項	軽微な変更の対象となる事項
一　地下水の水質の測定	一　地下水汚染が生じていない土地の地下水の水質の測定 イ　地下水の水質の測定を行うための観測井を設置する地点及び当該地点に当該観測井を設置する理由 ロ　観測井を設置する方法 ハ　地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに当該測定の期間及び頻度 ニ　地下水の水質の測定の結果の都道府県知事への報告を行う時期及び方法	該当なし

（新規）

六　（略）		
（略）	（略）	イ～ハ　（略） （新規）
七　（略）	（略）	
八　（略）	土壌を掘削して地表面を低くし、土壌含有量基準に適合する汚染状態にある土壌により覆うこと（以下「土壌入換え」という。）	
九　（略）	土壌含有量基準に適合する汚染状態にある土壌により覆うこと（以下「盛土」という。）	